

電気工作物の新設・更新に伴う検討作業

仕様書

## 1. 件名

電気工作物の新設・更新に伴う検討作業

## 2. 目的

本件は、J-PARC 加速器を構成する各機器の新設及び更新時において、電気事業法に基づいた電気工作物にかかわる申請に必要な作業内容や書類の検討作業を行うものである。この作業を実施することにより、各機器の新設や更新を安全に進めることができ、加速器の安定運転に資する。

## 3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

日本原子力研究開発機構 J-PARC センター

## 4. 作業期間及び納期

本仕様に定める業務は下記の期間で実施することとする。

令和 7 年契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

## 5. 作業内容

加速器施設における機器の新設・更新及び点検に伴う電気工作物の保安審査書類一式を検討する。以下に、本件の作業内容を記す。

### (1) 電気工作物の保安審査書類一式の検討

なお、上記の保安審査書類とは以下の項目とする。

#### ① 電源系統図

既設の電源系統図において、新設・更新となる系統について検討を行い、それを図面に記載すること。記載例を図 1 に示す。

#### ② 配線敷設図

既設の建屋平面図において配線敷設ルートの検討を行い、それを図面に記載すること。記載例を図 2 に示す。

#### ③ 幹線計算書

幹線の電流容量、電圧降下、短絡電流などを計算し、配線や設備の適正な機器を検討すること。

#### ④ 接地線の選定

適切な接地線を検討すること。

#### ⑤ 試験・検査の内容確認

試験・検査を実施するにあたり項目や内容を検討すること。

### (2) 電気工作物の点検に伴う手順書等の検討

加速器施設における電気工作物点検のうち、低圧系の建屋分電盤の手順書の検討をすること。

## 6. 貸与品等

本業務を遂行するにあたり、申請書類を構成する技術情報を補完しうる機構内技術資料の一時貸与、閲覧、及び書類検討のための複製等を機構側と内容を協議したうえで実施する。

## 7. 業務に必要な要件・資格等

- (1) Microsoft word・Excel・PowerPoint・AutoCAD により書類作成等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフの作成ができること。
- (2) 加速器等の施設にて電気作業の経験を 5 年程度有すること。
- (3) 第 1 種電気工事士もしくは第 3 種電気主任技術者資格を有しているか、もしくは専門知識や経験に基づき業務が的確に行えること。

## 8. 提出書類

- |                        |               |      |
|------------------------|---------------|------|
| (1) 従事者名簿              | 作業開始 2 週間前までに | 1 部  |
| (2) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※1 | 作業開始 2 週間前までに | 1 部  |
| (3) 作業報告書              | 作業終了後速やかに     | 1 部  |
| (4) その他当機構が必要とする書類     | その都度          | 必要部数 |

※1 自己申告書（機構様式）及び原子力規制委員会告示第八号（平成 28 年 9 月 21 日）に示す公的機関証明書等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること。

（提出場所）

茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

J-PARC センター 加速器第四セクション

## 9. 検収条件

8 項に定める提出書類の確認及び仕様書の定める業務が実施されたと発注者の確認を受けて、業務完了とする。

## 10. 適用法規・規定等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 日本原子力研究開発機構内諸規定及び J-PARC センター諸規定
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 電気技術規定（JEAC）
- (6) 原子力科学研究所電気工作物保安規定
- (7) 日本産業規格(JIS)

(8) その他関係法令、規則及び要領等

## 11. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) その他仕様書の定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。

## 12. 検査員及び監督員

### 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

### 監督員

- (1) 作業・検査 J-PARC センター 加速器第四セッション担当者

以上

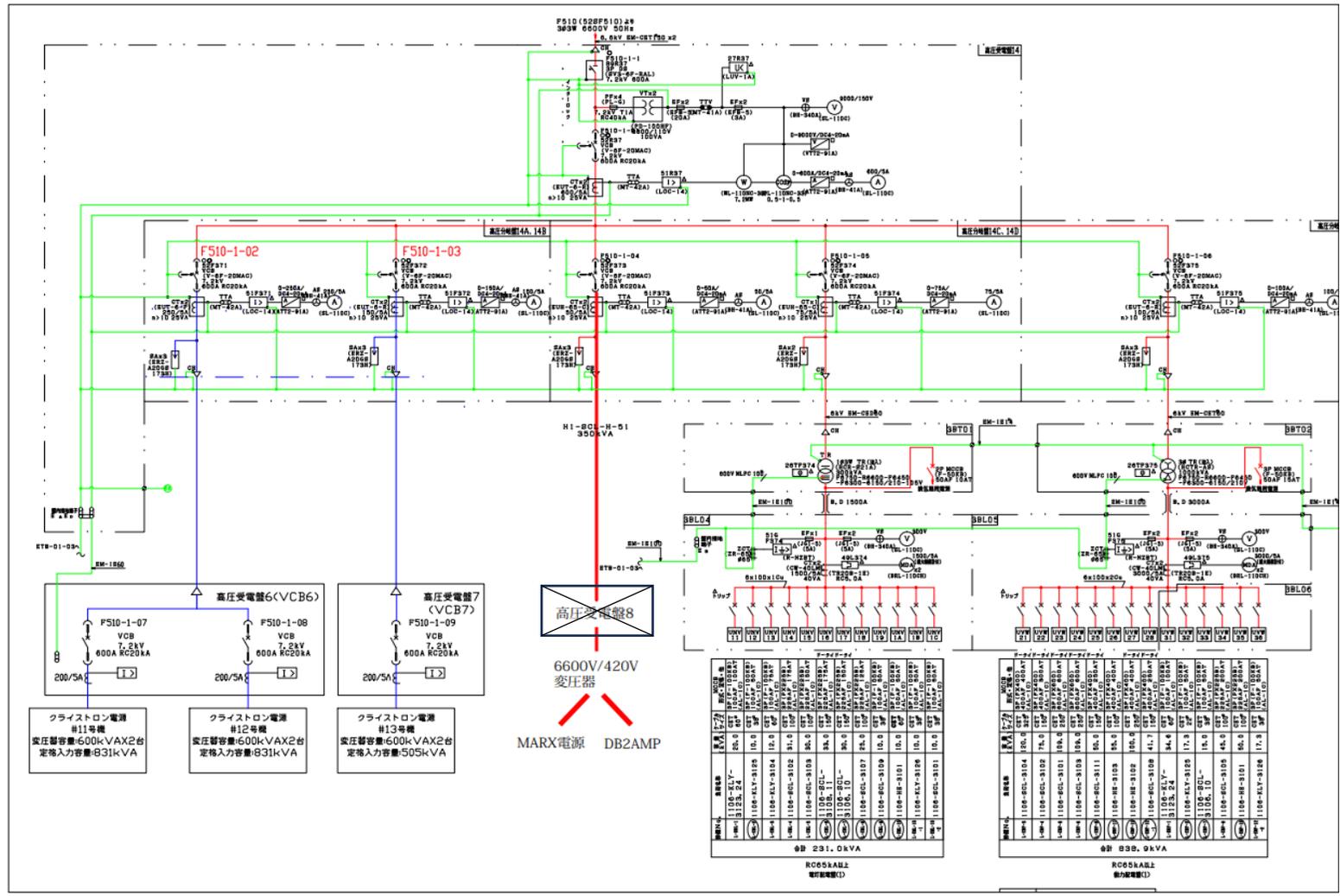


図1 電源系統図記載例

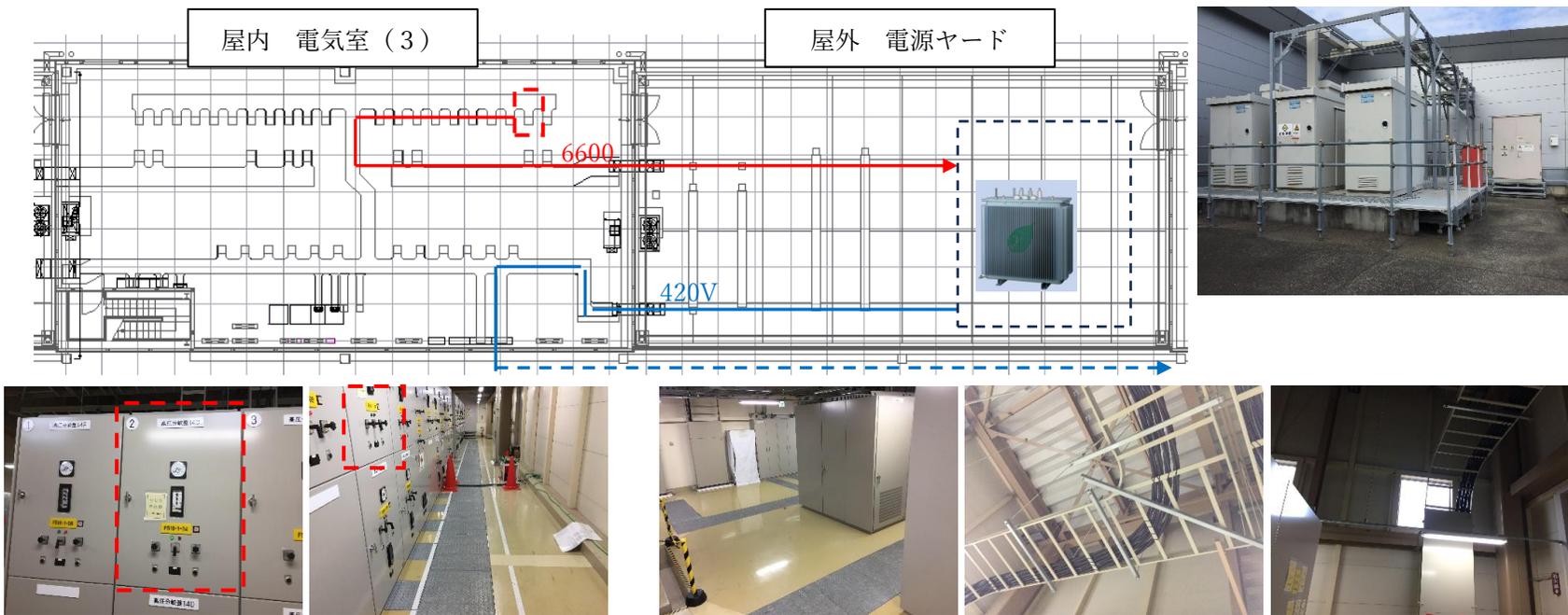


図2 配線敷設図の例